

鈴鹿市公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、国土交通大臣から都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該都市計画事業の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和6年7月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路事業      3・1・28号    北勢バイパス

鈴鹿都市計画道路事業      3・1・1号      中勢バイパス

2 縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課